

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

新	旧
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則 平成二十年三月三十一日 規則第三十二号</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則 平成二十年三月三十一日 規則第三十二号</p>
<p>改正 平成二六年 九月三〇日規則第平成二七年一二月二八日規則第 五一号 八九号</p>	<p>改正 平成二六年 九月三〇日規則第平成二七年一二月二八日規則第 五一号 八九号</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則 題名改正〔平成二六年規則五一号〕</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則 題名改正〔平成二六年規則五一号〕</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 一部改正〔平成二六年規則五一号〕 (支援給付の開始の申請等)</p>	<p>第一条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 一部改正〔平成二六年規則五一号〕 (支援給付の開始の申請等)</p>
<p>第二条 法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）<b>第二十四条第一項</b>の規定による支援給付（第四項において「支援給付」という。）の開始の申請及び<b>同条第九項において準用する同条第一項の規定による</b>支援給付の変更の申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書（別記第一号様式）により行うものとする。</p>	<p>第二条 法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）<b>第七条</b>の規定による支援給付（第四項において「支援給付」という。）の開始の申請及び<b>同法第二十四条第五項に規定する</b>支援給付の変更の申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付申請書（別記第一号様式）により行うものとする。</p>
<p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十条に規定する葬祭支援給付の申請は、前項の規定にかかわらず、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書（別記第二号様式）により行うものとする。</p>	<p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十条に規定する葬祭支援給付の申請は、前項の規定にかかわらず、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書（別記第二号様式）により行うものとする。</p>
<p>3 第一項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 申請者の属する世帯の世帯主及び<b>全て</b>の世帯員の資産、負債及び収入の状況について記載した書類</p>	<p>3 第一項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 申請者の属する世帯の世帯主及び<b>すべて</b>の世帯員の資産、負債及び収入の状況について記載した書類</p>

新	旧
<p>二 その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 健康福祉センターの長は、前項各号に掲げる書類のほか、支援給付の決定に関し必要と認める書類を第一項に規定する申請書に添付させることができる。</p> <p>一部改正〔平成二六年規則五一号〕 (生計状況の変動等の届出)</p> <p>第三条 法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第六十一条の規定による届出は、生計状況変動等届出書(別記第三号様式)により行うものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十六年九月三十日規則第五十一号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則(平成二十七年十二月二十八日規則第八十九号) この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>別 記 第一号様式 (第二条第一項) 全部改正〔平成27年規則89号〕</p> <p>第二号様式 (第二条第二項) 一部改正〔平成26年規則51号〕</p> <p>第三号様式 (第三条)</p>	<p>二 その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 健康福祉センターの長は、前項各号に掲げる書類のほか、支援給付の決定に関し必要と認める書類を第一項に規定する申請書に添付させることができる。</p> <p>一部改正〔平成二六年規則五一号〕 (生計状況の変動等の届出)</p> <p>第三条 法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第六十一条の規定による届出は、生計状況変動等届出書(別記第三号様式)により行うものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十六年九月三十日規則第五十一号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則(平成二十七年十二月二十八日規則第八十九号) この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>別 記 第一号様式 (第二条第一項) 全部改正〔平成27年規則89号〕</p> <p>第二号様式 (第二条第二項) 一部改正〔平成26年規則51号〕</p> <p>第三号様式 (第三条)</p>